

回答者の政党名（所属政党）	選挙区	候補者氏名
はやし せいじ	立憲民主党	北区
問 1 - 1 障害者の地域移行を進めるために必要な障害福祉サービスの充実について		
充実することが必要である		
問 1 - 1 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください		
障がい福祉サービスや相談支援の充実など地域移行にかかわる取り組みの充実が必要と考えます。		
問 1 - 2 「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」を再検証し、その内容を計画的に実施することについて		
再検証して計画的に実施する		
問 1 - 2 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください		
あり方検討会の意見書を踏まえ、非定型制度の導入に至ったと認識はしていますが、反映できなかった意見もあると聞いています。現制度の運用状況を検証し、今後の施策に活かすべきと考えます。		
問 1 - 3 「重度訪問介護の非定型による支給決定等事務の手引き」の見直しについて		
見直しが必要である		
問 1 - 3 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください		
あり方検討会の意見書を踏まえ、手引きが策定されたものと認識しているものの、結果に当事者や関係団体から疑問の声もあがっていると聞いています。現手引きの運用状況等を検証し、今後の施策に活かすべきと考えます。		
問 1 - 4 共同生活援助入居者が一時帰宅したときの訪問系サービスの利用について		
一定の要件のもと利用可能とする		
問 1 - 4 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください		
多くの自治体で一定要件の下で認めているものと認識しています。どのような場合に利用可能とすべきか検討が必要と考えます。		
問 1 - 5 「医療型障がい児入所施設・療養介護」のショートステイ利用等の緊急を要するサービスと障害者手帳の未交付にともなう利用制限について		
必要な場合は利用可能とする		
問 1 - 5 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください		
国の定める要件に基づきサービスの利用を可能としているものと考えています。ほかの制度なども活用し、安心して生活できるよう寄り添った対応が必要と考えます。		
問 1 - 6 居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて		
育児支援を実施する		
問 1 - 6 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください		
札幌市においても、国からの通知に基づき、「育児支援」が含まれているものとして利用が可能と認識しています。		
問 1 - 7 障害児とその家族に対する支援について		
支援を充実する		
問 1 - 7 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください		
居宅介護のみならず、通所支援や短期入所などのサービスを組み合わせて行っているものと認識しています。地域で家族と暮らすことができるための支援の検討が必要と考えます。		

<p>問 2-1 障害の有無、種別、程度により分け隔てる特別支援教育から、障害に応じた支援を確保することで、分け隔てないインクルーシブ教育への転換を計画的に進めることについて</p>
<p>現在の仕組みを維持する</p>
<p>問 2-1 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください</p>
<p>特別支援教育については、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として、取り組まれているものと認識しています。現在障がいのある子供とない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、多様で柔軟な仕組みづくりに取り組んでいることから、現在の取り組みを維持しつつ、さらなる充実を図ることが必要と考えます。</p>
<p>問 2-2 本人・保護者の意見の尊重と地域の普通学校への入学の可否について</p>
<p>教育委員会等の判断に基づき決定する</p>
<p>問 2-2 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください</p>
<p>本人と保護者の意見を最大限に尊重しつつ、十分な説明と合意形成を図ったうえで、最終的に教育委員会の判断に基づき、決定しているものと認識しています。希望する学校等へ入学できない事例をなくすための必要な支援の充実が必要と考えます。</p>
<p>問 2-3 地域の普通学校への入学にあたっての合理的配慮の公的責任による確保について</p>
<p>公的責任として確保する</p>
<p>問 2-3 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください</p>
<p>障害者差別解消法を踏まえ、札幌市の対応方針等を定め、対応しているものと認識しています。学校における合理的配慮については障がいのある子どもおよび保護者からの相談に応じ、学校等の過度な負担のない範囲で参加を確保するための変更ならびに調整を行っていることから、今後も適切な対応がなされるべきと考えます。相談に応じられる範囲の拡大に向けてさらなる充実が必要と考えます。</p>